

# 青森県報

第八百七十九号

令和七年  
二月二十一日  
(金曜日)

青森県告示第八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき令和七年二月四日専決処分した令和六年度青森県一般会計補正予算（専決第四号）の要領は、次のとおりである。

令和七年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

## 目次

### 告 示

- 令和六年度青森県一般会計補正予算（専決第四号）の要領（財政課）… 一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生（水産振興課）… 二
- 道路の区域の変更（道路課）… 三
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出（西北地域民局）… 三
- 右 同（下北地域民局）… 三

### 公 告

- 農用地利用集積等促進計画の認可（構造政策課）… 四
- 青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画における特定区域に関する事項の案の縦覧（農産園芸課）… 四

### 選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表（事務局）… 五
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（同）… 五
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（同）… 六
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出（同）… 六

## 告

## 示

令和6年度青森県一般会計補正予算（専決第4号）

令和6年度青森県一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ713,568,624千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
6	地方交付税	217,597,690	71,550	217,669,240
1	地方交付税	217,597,690	71,550	217,669,240
歳 入 合 計		713,497,074	71,550	713,568,624
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
6	農林水産業費	48,757,015	71,550	48,828,565
2	りんご振興費	745,772	71,550	817,322
歳 出 合 計		713,497,074	71,550	713,568,624

青森県告示第九十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和七年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）		区 域	区 分
西津軽郡深浦町大字沢辺字沢辺一 沖見 一男	西津軽郡深浦町大字沢辺字山科九四の一 鶴田 輝実	新深浦町第四区 協同組合の地 字沢辺の区域	小型定置漁業
北津軽郡中泊町大字小泊字下前二一五 赤石 勇樹	北津軽郡中泊町大字小泊字下前二の二 永坂 直久	下前区域 組合の地区	総トン数十トン未滿の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷二六の五 富岡 武喜	下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷二六 木下 尚	風間浦第三区域 同組合の地区	主として小型定置漁業
下北郡東通村大字小田野沢字畑裏七 二本柳 松三郎	下北郡東通村大字小田野沢字中道川目一七 南川 聖光	白糠区域及び小 田野区域 組合の地区及 び協同組合の 地区	内水面以外の水面において定置網を水中に設置して営む漁業（以下「底建網漁業」という。）であつて、この地区の者が行う漁業

小田野漁業協同組合の地区

青森県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面の番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	橋向五戸線	八戸市大字市川町字下大谷地七六の三から八戸市大字市川町字市川三九の一まで 八戸市大字市川町字下大谷地七六の三から八戸市大字市川町字市川後九の五まで	前 後	二八・七〇メートルから二八・五〇メートルまで 二四・〇〇メートルから四一・三〇メートルまで	二、〇〇〇・五七メートル 一、五六四・六五メートル	

青森県告示第九十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 鮎ヶ沢町	発起人の住所及び氏名 西津軽郡鮎ヶ沢町大字浜町七九の三三 八熊 博志 西津軽郡鮎ヶ沢町大字浜町二三 奈良 恒人 西津軽郡鮎ヶ沢町大字浜町七九の一
期 間	令和七年二月二十一日から令和七年三月七日まで
場 所	鮎ヶ沢町漁業協同組合

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から令和七年三月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

三ツ谷 孝幸
--------

青森県告示第九十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 尻労	発起人の住所及び氏名 下北郡東通村大字尻労字尻労八の二 向井 祐樹 下北郡東通村大字尻労字尻労七
期 間	令和七年二月二十一日から同年三月七日
場 所	尻労漁業協同組合

林 一喜 まで  
 下北郡東通村大字尻旁字小倉一〇の四  
 林 孝志

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年二月二十一日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和七年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

○農用地利用集積等促進計画

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者
坂本 和優	青森市	青森市大字六枚橋字不浪知三三〇の一 ほか四筆
北山 翔	黒石市	黒石市大字浅瀬石字川原田三六〇ほか 一筆
高橋 智隆	黒石市	黒石市大字上十川字北原二番四四の六 のうち
株式会社アグリ ンハート	黒石市	黒石市大字境松字村井六七ほか二筆
森田 格勝	三戸郡五戸町	三戸郡五戸町大字倉石又重字前田内沢 九三の一六のうち
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市大字三沢字庭構五八八一ほか三 筆
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市大字三沢字庭構四九の四七八ほ か一九筆

藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市大字三沢字庭構二六七三の二〇 ほか二筆
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市大字三沢字庭構二八七八ほか一 筆
町屋 常男	上北郡七戸町	上北郡七戸町字道ノ下七〇の一
町屋 常男	上北郡七戸町	上北郡七戸町字道ノ下七〇の二二ほか 一筆
有限会社岡部牧場	上北郡六ヶ所村	上北郡東北町字横沢山一三〇の一ほか 六筆

青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画における特定区域に関する事項の縦覧

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定により青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を変更し、特定区域に関する事項を定めたので、同条第三項において準用する法第十六条第三項の規定により、公告し、次のとおり特定区域に関する事項の案を縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定区域の区域  
黒石市全域
- 二 特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容  
有機農業の生産活動
- 三 縦覧の場所  
青森県農林水産部農産園芸課及び黒石市農林部農林課
- 四 縦覧の期間  
令和七年二月二十一日から令和七年三月六日まで
- 五 意見書の提出

利害関係人は、次により県に意見書を提出することができる。

- 1 提出期限  
令和七年三月六日
- 2 提出先  
青森県農林水産部農産園芸課
- 3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所  
(二) 意見及びその理由

### 選挙管理委員会

#### 青森県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

自由民主党青森県第一選挙区支部	政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	公職の種類(第一号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
		江渡 聡徳	中野渡 勇	青森市堤三町一丁目二	衆議院議員	○	令和七・一・八

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
おおさわ敏彦後援会(葛西 厚平)	葛西 厚平	大澤 清樹	平川市町居山元一五二	令和七・一・三
青森県介護障害福祉事業者政治連盟(平井 芳和)	平井 芳和	菊地 敏文	青森市南佃二丁目一八の七	七・一・〇〇

備考 従来、自由民主党青森県第一選挙区支部は総務大臣に届出がされていたが、青森県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

#### 青森県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和七年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称(代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党青森県衆議院比例区第一支部(津島 淳)	政治団体の名称	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県第一選挙区支部	令和七・一・六
自由民主党森田支部(木村 良博)	主たる事務所所在地	つがる市森田町二山田清水四三の	つがる市森田町山田清水四三	七・一・六

政党以外の政治団体

自由民主党青森県 看護連盟支部 (大鱈 恭子)	会計責任者 樋口 三枝子	高野 紀子	七・一・六
-------------------------------	-----------------	-------	-------

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
青森県農村整備推 進連盟 (丸井 裕)	代表者	丸井 裕	野上 憲幸	令和 六・四・一
青森県建築士事務 所政経研究会 (山口 聡)	代表者	山口 聡	加藤 彰	六・七・三
桜田ゆりこ後援会 (中沢 豊美)	主たる事務 所の所在地	十和田市稲生町 四の三七	十和田市元町西 八二丁目一二の一	七・一・三
高橋修一 沖館地区 後援会 (前田 保)	主たる事務 所の所在地	青森市沖館三丁 目二の一七	青森市富田二丁 目一三の二〇	七・一・四
山田知連合後援会 (山田 弘志)	代表者	前田 保	高瀬 愛博	七・一・四
小豆畑緑後援会 (石田 次郎)	代表者	石田 次郎	宮越 繁	五・一・六
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者

備考 従来、自由民主党青森県衆議院比例区第一選挙区支部は青森県選挙管理委員会に届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
冷水保後援会	冷水 保	令和 六・三・三〇
三濁春樹後援会	三濁 成太郎	六・三・三
澤田武彦後援会	木村 司	六・三・三
おおさわ敏彦市政を語る会	奈良 武人	六・二・三〇
山内崇後援会	佐藤 孝治	六・三・三

青森県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和七年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体で なくなった年月日
冷水 保	冷水保後援会	令和 六・三・三〇

(発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭